

狛江市第1次再犯防止推進計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について

（1）パブリックコメントの募集方法

- ア 広報こまえ（令和6年1月1日号）への掲載
- イ 狛江市ホームページへの掲載
- ウ 福祉政策課窓口での閲覧

（2）パブリックコメント提出方法

- ア 福祉政策課への書面による提出
- イ 郵便による送付
- ウ ファクシミリによる送信
- エ 電子メール、Logo フォームによる送信

（3）パブリックコメント実施期間

令和6年1月4日（木）から2月2日（金）まで

（4）対象者

狛江市内に在住、在学又は在勤する方

（5）パブリックコメント提出者数・提出意見数

提出者数 2人

提出意見数 2件

（6）市民説明会の開催結果

日時	場所	参加者
令和6年1月14日（日）午後2時から	狛江市役所特別会議室	9人
令和6年1月15日（月）午後6時から	狛江市防災センター3階会議室	8人

(7) 市民説明会質問数

質問者数 4人

質問件数 6件

1 パブリックコメント期間中の意見

2件/2人

番号	意見	回答（案）
1	<p>人は真っ白で生まれてくるものです。重い罪を犯してしまう者の中には生育歴に虐待や、育児放棄など親の愛情を知らずに育った者が多いと思います。再犯を防止するためには、専門分野の支援が重要であると思います。また、当事者には手厚い支援があるということを、しっかり理解してもらい、不安なく地域で過ごしてもらいたいものです。</p>	<p>出所者等の中には、安定した仕事や住居がない方、薬物やアルコール等への依存のある方、高齢で身寄りがいない方等地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている方が多くいます。このような方々が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送っていただけるよう、施策4-3において「出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進」としています。（狛江市第1次再犯防止推進計画素案（以下「再犯防止計画素案」といいます。）25 ページ）</p> <p>また、施策1-1において「在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進」としています。（再犯防止計画素案 18 ページ）</p>
2	<p>本人、家族、支援者などの話を聞くことは理解の第一歩になると思う。再犯防止を推進するために必要な施策の一つにならないだろうか。</p>	<p>施策2-2の「市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進」するための取組の1つとして「市民と愛光女子学園の在所者との交流機会創出の支援」を重点取組としています。このような機会を通じて市民への理解を推進します。（再犯防止計画素案 20 ページ）</p>

2 市民説明会での意見及び回答

(1) 令和6年1月14日(日)説明会

5件/3人

番号	意見	回答
1	粕江市民の中での再犯者が何名程度いるのか教えてください。	調布市と粕江市を所管しています調布警察署管内の再犯者数及び再犯者率は把握しておりますが、粕江市内の再犯者数については公表されていません。
2	矯正施設で行う改善更正の教育等では解決しない課題を抱えた方が、再犯につながっていると思われるが、市の作成する再犯防止推進計画ではどのような再犯者等に寄添うようなスタンスで計画を考えているのか。	地域共生社会推進基本計画の下位計画として、刑事司法手続終了後も、国、市、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して住居、就労、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進することにより、出所者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備し、安心して安全な地域社会を実現することを目的として再犯防止推進計画を策定します。
3	施策2-2において「市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。」という施策を掲げていますが、どのように理解の推進を図ろうとしているのか。	市内にある愛光女子学園と令和4年度に「再犯防止及び地域社会の持続的発展にかかる包括協定」を締結し、今年度も、市民まつり等をはじめ各種交流事業を行いました。今後も愛光女子学園の在所者との交流によって、市民への出所者等・非行をした少年への理解を推進します。
4	愛光女子学園との取組は昔から行われているのか。	定期的なものではありませんが、市民まつりやいかだレース等で在院者に御協力いただいています。

番号	意見	回答
5	理解の推進する施策の1つとして雇用又はインターンのように、地域の企業に雇ってもらうことで理解促進が図られるのではないかと。	施策3-1の「出所者等の就労支援体制の構築を推進」するための取組として、市内事業者向けに、国が実施する「協力雇用主」や「受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）」の周知を支援します。

(2) 令和6年1月15日(月)説明会

1件/1人

番号	意見	回答
1	市では福祉総合相談窓口を設置されていると思いますが、出所者等への支援窓口は1箇所なのか。周知は誰に対して行うのか。	出所者等への支援窓口については特定の担当部署としてではなく、支援が必要で市内に住所を有する方若しくは市内を帰住先としている方への住居や就労先の相談、手帳申請等福祉的な支援への対応をそれぞれの担当係が担う形として福祉総合相談窓口において対応します。当機能に関して矯正施設を通じて市内に帰住予定の在所者等に周知していきます。